

氏子改め戸籍子札

伊奈波神社教学研究員 眞理子

伊奈波神社から岐阜市歴史博物館に預けている宝物のなかに、二枚の木札があります(写真下)。表面には地名・氏名・生年月日とともに「岐阜県社伊奈波社氏子」と書いて「伊奈波社」の朱印を捺し、裏面には明治六年(一八七三)三月の日付け、祠官(現在の宮司に当たります)高木真蔭・祠掌(祠官の副官)河合昭が署名捺印しています。大きさは縦九センチ、横六センチ、厚さ〇・七センチで、手の平に納まるくらいです。これは、明治初めの一時期に全国で作られた氏子札と呼ばれるもので、当時の人々にとって失くしてはならない大切な札でした。

明治時代初めには、新政府が解決しなければならぬ問題が山積みでしたが、中でも最重要課題の一つが全国の人民の戸籍を編成することでした。江戸時代には住民は原則として寺の檀家に登録され、町村ごとに

- ④死亡時は戸長に届けるとともに守札を返し、戸長から守札を受け取った神社は氏子帳に死去のことを記入する。
- ⑤守札を焼失・紛失したときは戸長に届け、改めて交付を受ける。
- ⑥守札を受けることへの初穂料は、受ける者の心次第。
- ⑦これ以後、六年目ごとの戸籍改めのとき、戸長が守札を検査する。
- ⑧神社は、新生児・氏子入りの数と氏名を記した帳簿を毎年管轄役所を経て中央政府へ提出する。

宗門人別改め帳が毎年作成されました。現在でも、かつて庄屋を勤めた旧家には必ずといってよいほど残されているものですが、実はこれはかなり実態とは食い違っていました。素行の悪い者や行方不明者を除外(帳外れ)し、また新生児を記載しないなどの例が多く、岐阜市内でも人口二〇〇〇人ほどの村で一七〇人余りも記載漏れがあったといえます。これではきちんとした統治を行うことはできません。そこで政府は明治四年に戸籍法を公布し、戸籍編成調査作業のために戸長・副戸長を任命しました。

これに先立って明治三年六月には「氏子改仮規則」が公布されています。華族から庶民に至るまで、産土神社に名簿を納め、新生児も必ず宮参りをして名簿を納めて、全員が神社の印証を受けること、宮参りの日限はその地の風習に従うが生後五〇日を超えないようにすることが命じられ

社はこの年五月に官社と諸社に区分され、諸社はさらに府社藩社県社・郷社に分けられ、府藩県社は「府藩県崇敬ノ社」、郷社は「ばくぜん」と郷邑産土神とされていきました。郷社定則では郷社について詳しく定め、戸籍一区内で最も由緒のある一社を郷社とし、同区内の他の神社は村社と決めました。戸籍一区は、およそ一〇〇〇戸を目安と決められています。つまり、一〇〇〇戸からなる戸籍区に一郷社が定められ、その区域内の住民は郷社の氏子帳に登録されるとともに氏子札を受けたわけです。ただ、村社の氏子が郷社の氏子に変更されるわけではなく、郷社に付属させるのみで、村社の氏子関係は継続します。郷社は自らの氏子に加えて、戸籍区全体の氏子戸籍担当としての役割を負わされたわけですが、岐阜市内については、明治五年十二月の上茶屋町の氏子調帳が残されています(『岐阜市史 史料編近代』掲載)。ここにされる住民の氏神は主に伊奈波神社ですが、八幡宮・石切社などかなり多く

ました。このときの神社の「印証」は紙製です。各神社では受け取った名簿をもとに氏子名簿を作り、管轄の地方官に差し出すべきこととされました。宗門改めを氏子制に替えて人口を把握しようとするもので、神道を国の祭祀と位置づける明治政府の方針の現れでもありました。

これは翌四年七月四日に「大小神社氏子取調規則」に改定されます。その内容は次のようなものでした。

- ①新生児は戸長に届け、戸長の証書を持参して産土社に参詣する。神社はその子の名前・生年月日・父の名を氏子帳に記載して守札を渡す。
- ②これ以前の生まれで守札が無い者

の神社が氏神となっています。嫁入りや引越し、一時的滞在の場合は生地産土神との関係はそのまま続いたわけです。

明治四年七月の時点ではまだ岐阜県は成立しておらず、現在の岐阜県内には笠松県・大垣県・加納県などそれまでの領主支配地ごとに県が分立していました。伊奈波神社を含む岐阜町周辺は、名古屋県の管轄下でした。しかし同年十一月に美濃の諸県が統合されて岐阜県が成立し、県庁は明治六年三月に、かつて幕府の陣屋があった笠松から今泉村(岐阜市)に移転します。これに先立って同年一月、伊奈波神社は県社に定められることとなり、第一〜三区の郷社を兼ねることとなりました。一区・二区は旧岐阜町、三区はその周囲の今泉村・小熊村・忠節村・古屋敷新田・明屋敷村・中河原新田です。この区域の戸数は合計すると三〇〇〇戸を超え、郷社定則が定める一区二〇〇〇戸をはるかに上回ります。これは郷社定則の、府県社で郷社を兼ねる場合、都会の地で産

は、生国・氏名・住所・生年月日・父の名を戸長に届け、戸長から神社にこの名札を渡すので、神社は氏子帳に記載するとともに守札を渡す。

③移転するときは移転先の神社の守札を受けてこれも所持すること。



土神(郷社)が一社の場合は別に郷社を建てずそのままとするという例外規定に当たるものでしょう。

本来なら明治四年に発行されたはずの氏子札ですが、伊奈波神社の札が明治六年三月であるのは、郷社指定を受けたのが明治六年一月であったことと関係すると思われる(なお、伊奈波神社は昭和十四年に国幣小社に列せられました)。

しかし、この氏子札制度は長くは続かず、明治六年五月二十九日の太政官布告で「氏子調の儀は追て御沙汰候まで施行に及ばず」とわずか二年で停止され、同年六月十四日に廃止されました。ただ、新生児の宮参りに守札を授受するのは自由としています。伊奈波神社文書には明治十九年にも新生児への氏子札下付願いが出されており、氏子札制度がのちまでも影響力をもったことがうかがえます。

現在の初宮詣にもお守りが授与されますが、その背景にはこのような歴史もあつたのです。